

非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書  
( 年 月分)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
 報 告 者： \_\_\_\_\_  
 名 称 及 び  
 代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 所 在 地 \_\_\_\_\_  
 責任者の氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

所在国又は地域	中長期		短 期	
	貸付	回収	貸付	回収
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )
		( )		( )

(単位：百万円)

	中長期	短期
当年末貸付残高		

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
  - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
  - 3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
  - 4 「中長期」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期」欄には1年以内のものを記入すること。
  - 5 「回収」欄のかっこ書には、貸付債権の放棄額を外書すること。
  - 6 「当年末貸付残高」欄は12月分の報告の場合に限り記入すること。
  - 7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

**「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」記入の手引**  
(直近改訂時点：2024年10月)

**1. 報告を要する者**

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関のうち、外為令第11条の2第1項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という）
  - (2) 外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える保険会社（承認保険会社を除く）
  - (3) 外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した保険会社（承認保険会社を除く）
- （注）金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）

**2. 報告の根拠となる法令条文**

- (1) 報告省令第14条の3第1項第5号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第19条第1項第2号（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第19条第2項第2号（1.（3）に該当する者）

**3. 報告書の提出先と照会先**

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口  
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんぼし蔵前郵便局私書箱30号  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先:外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

**4. 報告書に計上する期間**

- (1) 1.（1）又は（3）に該当する者：毎月中（1日～月末日）
- (2) 1.（2）に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号へに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超えた月の翌月中（1日～月末日）

**5. 報告書の提出期限**

- 翌月15日まで。
- 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。  
なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

**6. 提出部数**

1部

**7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート**

- (1) 金額単位:百万円（単位未満四捨五入）
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：報告省令レート

## 8. 記入の方法と留意点

### (1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

### (2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

### (3) 「責任者の氏名」欄

報告の提出につき授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

### (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

### (5) 各項目の記入について

イ. 「**所在国又は地域**」欄には、債務者の所在国又は地域を記入すること。

ロ. 「**中長期**」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「**短期**」欄には1年以内のものを記入すること。

ハ. 「**貸付**」欄には貸付けの実行額、「**回収**」欄には貸付金の回収額を記入し、「**回収**」欄の（ ）内には貸付債権の放棄額を外書すること。なお、非居住者に対する貸付債権を売買（ローンパーティシペーションを含む）した際には、譲受は「貸付」、譲渡は「回収」として、譲受又は譲渡の対価を記入すること。

ニ. 「**当年末貸付残高**」欄には、12月分の報告に限り、非居住者に対する当年末の貸付残高を、中長期又は短期に区分し記入すること。

### (6) 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

### (7) 本報告の対象となる取引がない場合には、「該当なし」と記入して報告すること。なお、本報告の対象となる取引があるものの、報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。